時事新報

航海奬勵法案

衆議院に提出せられたる航海奬勵法案は不日貴族院へ廻り法律と爲るの日も近々の中なる可し我輩は其前に當り聊か議會に對して注意を促さんに抑も近來歐米各國に於て鋭意奬勵して航海の擴張を圖るものは表面上たゞ其國の貿易通商を盛んにせんと欲するものゝ如くなれども又一方より見れば曾に通商貿易を謀る爲めのみに非ずして一旦有事の場合には直に徴發して軍隊の輸送海上の戰役に服せしむるの準備を爲すものなり我國の航海業を見れば一昨年の戰爭に依りて大に船舶の噸數を增加したりと雖も戰爭前に在りては政府は從來の約束に依りて日本郵船會社に年々八十八萬圓の補助金を給し三萬五千噸の船を準備せしめたるの外一も國家の補助に依りて航行するの船舶なかりしが故に一旦日清の事變を見るや上下共に痛心したるは唯運送船の供給如何に在りしみと一般に忘れざる所にして幸に戰爭の相手が無神經の清國なればみな勝を得たるとなれども一時は尚は船繰りに差支へを生じて善惡を撰ぶ暇なき商船を買込み雇船を爲す等の次第にして斯く喘息の間に商船の買入方間に合ひしは唯偶然と云ふ可きのみ列國の間に局外中立の論六ケしき世の中に於て二度と再び行る可きみとに非ず即ち今戰爭前に於ける二十七年五月末の我國船舶の隻數を見れば大小四百十六隻此噸數十八萬千六百五十九噸なりしものが戰後の昨年五月に於ては隻數五百二隻、噸數三十一萬四千六百二十三噸と爲れり尚は此外に戰爭以外の目的に使用したる外國雇船を加ふれば昨年度我國にて使用したる船舶は一時甚だしき大數に達したりしならん戰爭に船を要するみと夥しきは此度の經驗みな爭ふ可からざるの事實を示したるものにして歐米の各國が旋ふて平時に奬勵金を出し又造船業を補助する等表面の上より見れば單に貿易擴張の商賈主義なるが如きも裏面の用意を察するときは國家軍用の準備なるみと自から明白なる可し然るに我國の航海業は明治十年の西南戰爭に於て夙に此準備の必要を知りながら國費を以て補助するの船舶は僅に三萬五千噸にして一噸大凡二十五圓强に當るの補助金を給し內外合して十二線路の航海を爲さしむるのみなりしが故に戰爭前に於て外國航路と稱するものは支那、朝鮮及び滿蒙等の諸港に到るの線路に過ぎずして此三萬五千噸を除けば其他の船舶無慮十四五萬噸は一錢の補助も受けざれば素より外國に航行するものとてはなく只管內國の沿岸に競爭したるのみにして尚は此上に戰後增加の船舶を加れば內地航業の競爭は益々甚だしからんとするの色あるに關つて外國の貿易を見れば輸出入の增助と共に外國船の出入甚だ多くして噸數益々增加の勢あり虛心平氣その景況を見れば唯何故に內國船舶が外國に往かずして內にのみ競爭するかを怪しむ可きが如しと雖も實際に於ては又無理ならぬ次第にして我國の補助金を受る船舶は僅に三萬五千噸なるに對して外國には英、佛、獨、米、露れも政府の補助なる船舶が航行して競爭するもの多き中へ我國の無補助なる船舶が航行して競爭せんとするは到底望む可からざる事なればなり去れば從來補助の三萬五千噸は別にして其外一般の船舶は外線を要請する目下の急務にして卿ち本案の提出を見る所以なれども其方法に至りては大に考ふるとみろなかる可からず其次第は前に述る如く國に多くの船舶を所有せんとするは自から軍國の必要なるが故に年齢の若くして構造の屈强なるを要するは勿論なりと雖も今日造船の業未だ起らず航業未熟の我國に於ては其使用する船舶も皆歐米より購入するものなれば今俄に此制限を嚴重にして船舶の年齢を限るが如きは實際に於て困難の問題なるのみならず奬勵金を受ける船舶は之が爲め甚だ少なくして法案の如く五年以下のものゝみを蒐むるが如きは實際無理の注文なれば此事に就ては既に管船局々々檢査の上、遠洋の航海に堪ふるものと然らざるものとを區別して免狀を與ふるの成規なれば奬勵金の給與法も此檢査法と並行して苟も遠洋航海の免狀を受けたるものには殊更らに年齢を限りして金を給するみと今日の實際に於て先づ適當の處置なる可し又一機に外國と稱すれども外國の中には近き支那朝鮮もあり又遠き濠洲、歐羅巴、亞米利加もありて遠路の航海は近路のものに比すれば困難も多く費用も嵩むものなるに提出案のに其區別なきは如何の理由なるか既に海軍々人加俸の規定には本國を中心として東西南北距離の遠きに從ひ經費緩急度を標準として遞加するの例あり左れば奬勵金の給與法も此例の如く近きより遠きに進むに從て累進遞加の方法を定むるみと肝要なる可し又噸數を制限して一千噸以上の船ならでは金を與へぬとの理由は如何、遠洋の航海に小船を嫌ふは勿論なれども實際東洋の水面には一千噸以上の船にて却て航行に差支あるの場所なきに非ず現に馬關條約に據り清國より航行の權利を讓與せしめたる楊子江の如き上海より溯りて重慶まで數千浬の航路は一千噸以下ならざれば通行するを得ず其他大陸の沿岸を航行するには一千噸以下のもの却て便利の所多くして此制限は甚だ窮屈に過ぐるが故に斯る制限は削除して成る可く行はれ易き奬勵法を行ひ苟も船舶の所有者にして日本人ならんには一切平等に之を奬勵して海外の航行を盛にするを目的とし他日噸數增加して國家相應の船舶を備へたる後に至り漸次に制限を密にするみと得策なる可し我輩は我國船舶の航路擴張を望むと同時に我國に又船舶の數の甚だ少なきを憂ふるものなれば聊か記して參考に供するのみ

雜報

○臺灣從軍記

一月二十四日　特派員　小山巖三

內藤大佐の討伐隊

二縱隊に分れし內藤大佐の討伐隊は本月十六日午前十一時賊魁蕃六舍の居村に相會せしも六舍は已に遁逃して附近村落復た人影無かりし由は已に報じたるが尚は聞く所に依れば其前一日即ち十五日の深夜大姑陷分遣隊の馬廐中附は兵四十を引率して蕃人の偵察に伺ひ來れども賊が村端に置きたる番屋にして我軍の進行を見たる番人は合圖の號砲を以て全村を警戒し其者は疾く遁逃したるものなるべく今此一小部隊を以て暗夜襲撃せるに賊は尚は遠く退き三時寄かに三貂嶺に領し居りしに進ひたるに彼の家を搜索せしも已に蕃影なし依りて怨みに出家は賊が村端に置きたる番屋にして我軍の進行を見たる番人は合圖の號砲を以て全村を警戒し其者は疾く遁逃したるものなるべく今此一小部隊を以て暗夜襲撃せんとする頃隊の後方に當りて砲聲三發を聞たるにぞ直ちに斯て宜蘭基隆間の通路は茲に全く遮斷せられぬ大尉は自ら前面の敵を撃攘し別に一部隊をして後隊に向て分遣隊を攻撃せる敵を攻撃せしめつゝ戰鬪最も勉めたりと云（共如何せん中隊僅に四十人名にして地は低卑の處に在り敵の襲撃に對しては極めて不利なり）

瑞芳より分遣せられたる頂双溪の守備隊は同處より西凡そ二里の處に匪徒集合せりとの密告を得たりしにぞ直に一小部隊を遣はし鎌田少尉をして之を指揮せしめ二十八日午前一時半彼等の潛伏せる家屋を圍ましめしに賊は直ちに十六七の銃を以て發射し抵抗頗る烈しく外部よりも應援あり我兵苦戰の後衆寡敵せずして遂に午前十時頂双溪に遁却せり（下士一名足部に負傷）基隆より巡礼の爲め駐屯方に來りし上原憲兵大尉も他の匪徒に圍まれて苦戰の有樣なりと土人の報を得たるにより之を援はんと欲するも匪徒は頗る兇くして到底分遣隊の敵する所に非ず乃ち援兵を本隊にぞ請ひたりける瑞芳守備隊長上田大尉は直ちに基隆に向て瑞芳守備の爲め一小隊の派遣を請ひ置きつゝ自ら部下の第五中隊を引率して二十九日午前一時頂双溪指して急きたり然るに分遣隊は力遂に支ふる能はず大尉が同日午前六時頂双溪を偵察せしめたる項は已に蕃物品を携帶して遁走方向に奔逃したりと聲しく基隆町戰鄙便脚夫の如き頂双溪より凡十町許手前に於て群匪の爲めに道の兩側より狙撃せられ護衛兵と共に辛うじて瑞芳に引返したり斯て宜蘭基隆間の通路は茲に全く遮斷せられぬ大尉は自ら前面の敵を撃攘し別に一部隊をして後隊に向て分遣隊を攻撃せる敵を攻撃せしめつゝ戰鬪最も勉めたりと云（共如何せん中隊僅に四十人名にして地は

敵地に入るも到底無益にして徒に死地に入るものなりとして中尉は直に大姑陷に歸りし其翌日討伐隊は之知ずして到りしなりと雖ても討伐隊は一月十七日午前八時まで暗坑各庄及び近傍山林田圃の搜索を終り屈尺に向て前進を始めしに分水嶺以北、五城、四城、三城は悉く賊徒の巢窟と稱されたれば之を掃き拂ふて午後二時屈尺に着し附近を檢するに更に異狀なし十八日は新店に在り兵を四近に派して偵査するに亦平穩なりしが別に步兵一小隊を安達少尉に附し大舌仔、天車、火繩棒一帶の蕃地に派して搜索せしめ且つ蕃人と對談を謀らしむ午後同隊使用の臺灣人某を臺北に遣はせしに其歸途淵暮、將に新店に入らんとする處にて芋畑中より土人九名怪しき荷物を發掘するを見るイみて之を熟視せしに誰何追來せられて漸く逃れ歸れりと訴ふ即ち人をして現地を檢査せしむるに已に逃れて往く所を知らず左れば當夜は故らに之を警戒せずして翌日市中及び其附近を密察せしめたるに從前一警の計官たりし者及び他の散兵をも見たりとの密告を得即夜十時密かに新店外圍に步哨線を圍繞し然る後全市の家宅搜索を行はしめ老幼婦女の外悉く捕縛して審問せしめたるに兵器彈藥若干を得たり而して捕縛したる人員中二十四名は何れも匪徒の形跡分明にして特に其七名は頭領株の者なりければ之を護送せんとせしに或は抵抗し或は逃走を企てたるを以て盡く斬殺す、安達小隊は困難を冒して蕃地に進入せしも遂に蕃人に會せずして歸る斯て討伐隊は十八日其本據を新店に定めしより三日間北は臺北街道より南は遠く蕃地に至り東は淡水灣（此邊にては掃帚灘と稱す）より西三貂嶺にまで凡そ五六里の間を十分に搜索し盡して其結果前記二十四人の外に三人を斬殺して全く任務を終り步兵第九聯隊第三中隊は新店に止めて守備とし二十一日午前八時新店を發して三道並進、內藤大佐が臺北に歸りしは同日午後三時にして茲に此方面の掃攘を終りたり

賊蜂起以來瑞芳附近の詳況

瑞芳より分遣せられたる頂双溪の守備隊は同處より西凡そ二里の處に匪徒集合せりとの密告を得たりしにぞ直に一小部隊を遣はし鎌田少尉をして之を指揮せしめ二十八日午前一時半彼等の潛伏せる家屋を圍ましめしに賊は直ちに十六七の銃を以て發射し抵抗頗る烈しく外部よりも應援あり我兵苦戰の後衆寡敵せずして遂に午前十時頂双溪に遁却せり（下士一名足部に負傷）基隆より巡礼の爲め駐屯方に來りし上原憲兵大尉も他の匪徒に圍まれて苦戰の有樣なりと土人の報を得たるにより之を援はんと欲するも匪徒は頗る兇くして到底分遣隊の敵する所に非ず乃ち援兵を本隊にぞ請ひたりける瑞芳守備隊長上田大尉は直ちに基隆に向て瑞芳守備の爲め一小隊の派遣を請ひ置きつゝ自ら部下の第五中隊を引率して二十九日午前一時頂双溪指して急きたり然るに分遣隊は力遂に支ふる能はず大尉が同日午前六時頂双溪を偵察せしめたる項は已に蕃物品を携帶して遁走方向に奔逃したりと聲しく基隆町戰鄙便脚夫の如き頂双溪より凡十町許手前に於て群匪の爲めに道の兩側より狙撃せられ護衛兵と共に辛うじて瑞芳に引返したり斯て宜蘭基隆間の通路は茲に全く遮斷せられぬ大尉は自ら前面の敵を撃攘し別に一部隊をして後隊に向て分遣隊を攻撃せる敵を攻撃せしめつゝ戰鬪最も勉めたりと云（共如何せん中隊僅に四十人名にして地は

賊蜂起以來瑞芳附近の詳況

瑞芳より分遣せられたる頂双溪の守備隊は同處より西凡そ二里の處に匪徒集合せりとの密告を得たりしにぞ直に一小部隊を遣はし鎌田少尉をして之を指揮せしめ二十八日午前一時半彼等の潛伏せる家屋を圍ましめしに賊は直ちに十六七の銃を以て發射し抵抗頗る烈しく外部よりも應援あり我兵苦戰の後衆寡敵せずして遂に午前十時頂双溪に遁却せり（下士一名足部に負傷）基隆より巡礼の爲め駐屯方に來りし上原憲兵大尉も他の匪徒に圍まれて苦戰の有樣なりと土人の報を得たるにより之を援はんと欲するも匪徒は頗る兇くして到底分遣隊の敵する所に非ず乃ち援兵を本隊にぞ請ひたりける瑞芳守備隊長上田大尉は直ちに基隆に向て瑞芳守備の爲め一小隊の派遣を請ひ置きつゝ自ら部下の第五中隊を引率して二十九日午前一時頂双溪指して急きたり然るに分遣隊は力遂に支ふる能はず大尉が同日午前六時頂双溪を偵察せしめたる項は已に蕃物品を携帶して遁走方向に奔逃したりと聲しく基隆町戰鄙便脚夫の如き頂双溪より凡十町許手前に於て群匪の爲めに道の兩側より狙撃せられ護衛兵と共に辛うじて瑞芳に引返したり斯て宜蘭基隆間の通路は茲に全く遮斷せられぬ大尉は自ら前面の敵を撃攘し別に一部隊をして後隊に向て分遣隊を攻撃せる敵を攻撃せしめつゝ戰鬪最も勉めたりと云（共如何せん中隊僅に四十人名にして地は

賊蜂起以來瑞芳附近の詳況

瑞芳より分遣せられたる頂双溪の守備隊は同處より西凡そ二里の處に匪徒集合せりとの密告を得たりしにぞ直に一小部隊を遣はし鎌田少尉をして之を指揮せしめ二十八日午前一時半彼等の潛伏せる家屋を圍ましめしに賊は直ちに十六七の銃を以て發射し抵抗頗る烈しく外部よりも應援あり我兵苦戰の後衆寡敵せずして遂に午前十時頂双溪に遁却せり（下士一名足部に負傷）基隆より巡礼の爲め駐屯方に來りし上原憲兵大尉も他の匪徒に圍まれて苦戰の有樣なりと土人の報を得たるにより之を援はんと欲するも匪徒は頗る兇くして到底分遣隊の敵する所に非ず乃ち援兵を本隊にぞ請ひたりける瑞芳守備隊長上田大尉は直ちに基隆に向て瑞芳守備の爲め一小隊の派遣を請ひ置きつゝ自ら部下の第五中隊を引率して二十九日午前一時頂双溪指して急きたり然るに分遣隊は力遂に支ふる能はず大尉が同日午前六時頂双溪を偵察せしめたる項は已に蕃物品を携帶して遁走方向に奔逃したりと聲しく基隆町戰鄙便脚夫の如き頂双溪より凡十町許手前に於て群匪の爲めに道の兩側より狙撃せられ護衛兵と共に辛うじて瑞芳に引返したり斯て宜蘭基隆間の通路は茲に全く遮斷せられぬ大尉は自ら前面の敵を撃攘し別に一部隊をして後隊に向て分遣隊を攻撃せる敵を攻撃せしめつゝ戰鬪最も勉めたりと云（共如何せん中隊僅に四十人名にして地は